

職員からの苦情相談に関する規則

制定 平成 20 年 1 月 10 日公平委規則第 1 号

改正 平成 28 年 3 月 1 日公平委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項第 3 号に規定する職員（退職、免職又は失職した職員を含む。次条及び第 4 条第 1 項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会に対する苦情相談)

第 2 条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、退職、免職又は離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

- (1) 退職、免職又は失職に関する苦情相談
- (2) 法第 28 条の 4、第 28 条の 5 又は第 28 条の 6 の規定による採用に関する苦情相談

(職員相談員)

第 3 条 公平委員会は、前条に規定する苦情相談に関する業務について迅速かつ適切な処理を行わせるため、職員相談員を置く。

(苦情相談の処理)

第 4 条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

- 2 公平委員会は、苦情相談に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他苦情相談の処理を継続することが適当でないとき、当該苦情相談の処理を打ち切るものとする。
- 3 苦情相談に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和 41 年公平委員会規則第 3 号）第 4 条の規定による措置要求の調査を開始したとき、又は不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和 41 年公平委員会規則第 4 号）第 5 条第 1 項の規定による審査請求書を受理したときは、当該苦情相談の処理は打ち切られたものとみなす。

(調査)

第 5 条 職員相談員は、申出人、当該申出人が所属する任命権者その他の関係者に対し、

必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成等)

第6条 職員相談員は、苦情相談ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、公平委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職名及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(公平委員会及び任命権者の協力)

第9条 公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年公平委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。